

「相続の開始を知った日」とは具体的にどういう日？

.....

相続税の納税義務者は、「相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 ヶ月以内に申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない（相続税法 27 条第 1 項より）」とされています。

また、相続放棄ができる期限についても、民法 915 条 1 項に「相続の開始があったことを知った時から 3 ヶ月以内に、相続について、単純もしくは限定の承認または放棄をしなければならない。」とあります。

では、「相続の開始を知った日」とは具体的にどういう日をさすのでしょうか？

相続の開始を知った日というのは、「被相続人の死亡日」を指すことが大半です。

当たり前だと思うかもしれませんが、死亡を知るのが死亡日より遅くなる場合もあります。たとえば相続人が外国などの遠方にいる場合、相続人に知らせるのに数日かかるかもしれません。また、相続人の所在が分からず、なかなか伝えられない場合もあります。相続人と被相続人が絶縁状態になっている場合も該当するでしょう。その場合は、「被相続人の死亡を知ったその日、またはその通知を受け取った日」ということになります。

したがって相続人の事情により、「相続の開始があったことを知った日」が異なるのです。

また、このようなケースもあります。第 1 順位の法定相続人が相続放棄すると、次の順位の人が相続人となります。例えば、第一順位の子どもが全員相続放棄すると、第二順位の父母が相続人となります。この場合には、第一順位の人が相続放棄し、父母が、自分が相続人となることを知った日が「相続の開始を知った日」になるのです。

相続の手続きでは、「どの日を相続の起算日となるか」「(起算日について) どのような証明書が必要になるか」などは、事情により異なります。最終的には家庭裁判所（相続放棄の場合）や税務署（相続税の申告が必要な場合）が判断します。

相続放棄等については、期限内であれば、延期が認められる場合もあります。「自分が相続人になるかも」と思うようなことがあったら、速やかに家庭裁判所や専門家に相談しましょう。